相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区墨江四丁目一一番、最後の住所大阪府河内長野市小山田町四四八番地の二特別養護老人ホーム寿里苑

被相続人　亡　中野コシン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四〇二号

相続財産管理人　弁護士　平山　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区音羽町一丁目一五番地、最後の住所大阪府大阪市平野区加美北五丁目九番三―六一七号

被相続人　亡　中辻　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル八階

相続財産管理人　稲田　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区上三六七番地、最後の住所大阪府富田林市須賀二丁目四番二四号

被相続人　亡　辻　平和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字上之庄六八九番地の五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊賀　公惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

事務所奈良県奈良市高天町四五番地アート福住ビル五階　髙林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙林　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡白浜町六一二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大津　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

和歌山県日高郡みなべ町芝三七七番地一五

相続財産管理人　司法書士　井口　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市斐川町荘原一〇〇三番地、最後の住所島根県出雲市斐川町荘原三八七八番地

被相続人　亡　小島　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

島根県出雲市塩冶町一二八七番地六

相続財産管理人　司法書士　原　信次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市東向山町六三番地、最後の住所山口県下関市伊倉町三丁目八番一〇号

被相続人　亡　花田喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

事務所山口県下関市南部町二二番二五号共栄火災ビル二階　片山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片山　智宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市東新町一丁目三二番地、最後の住所徳島県徳島市東山手町三丁目十番地

被相続人　亡　杉浦　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

徳島市北田宮一丁目六番五〇―一〇一号ハイツＭＯＲＩⅢ

相続財産管理人　佐藤　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡松茂町笹木野字八上五七番地一、最後の住所徳島県板野郡北島町中村字本須七七番地八　被相続人　亡　近田　清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月五日

徳島県板野郡藍住町矢上字原二一七番地一七

相続財産管理人　湯浅　友章

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成三十年二月五日

一　墳墓等所在地　東京都文京区小石川四丁目一三番一九号

一　墳墓等の名称　善仁寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

田中家　加藤家　加藤家　中村氏家　中村氏家

横川家　早野家　小林家　森氏家　先本家

青柳家　志水家　杉山家　菊池家　桑名家　高木家　川村家　小川家　富澤家　菊原家　青木家　中村家　西原家　植木家　岩崎家　平尾家

山岸家　石井家　市川家　西田家　安部家

原田家　淺井家　加藤家　掘田家　服部家　黒田家　前田家　藤氏家　片山家　他不詳墓一基

一　改葬を行おうとする者　東京都文京区小石川四丁目一三番一九号　宗教法人善仁寺　住職　青山　満

第100期決算公告

平成30年2月5日　埼玉県さいたま市西区大字指扇1798番地

小山株式会社

代表取締役　小山　景一

貸借対照表の要旨　（平成29年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,389	流動負債	24,173
固定資産	1,691,713	固定負債	877,615
繰延資産	1,439	株主資本	794,753
		資本金	100,000
		資本剰余金	57,784
		資本準備金	57,784
		利益剰余金	636,968
		利益準備金	6,500
		その他利益剰余金	630,468
		（うち当期純利益）	（28,045）
合計	1,696,542	合計	1,696,542

第53期決算公告

平成30年1月16日　茨城県常総市馬場442番地の2

株式会社エスデイ製作所

代表取締役　垂水　信義

貸借対照表の要旨　（平成29年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	506,926	流動負債	151,867
固定資産	495,670	役員賞与引当金	7,512
		その他	144,355
		固定負債	3,167
		退職給付引当金	3,167
		株主資本	847,562
		資本金	49,400
		資本剰余金	36,400
		資本準備金	36,400
		利益剰余金	761,762
		利益準備金	12,350
		その他利益剰余金	749,412
		（うち当期純利益）	（121,785）
資産合計	1,002,596	負債・純資産合計	1,002,596